



鳥取県公報

平成 29 年 8 月 22 日 (火)
第 8 9 2 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関の一部改正 (545) (子ども発達支援課) 2 県道の区域の変更 (546) (道路企画課) 2 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (547) (西部総合事務所福祉保健局) 2 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (548) (〃) 2
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) 3 随意契約の相手方の決定 (技術企画課) 6 落札者の決定 (物品契約課) 6

告 示

鳥取県告示第545号

平成29年鳥取県告示第200号（鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関について）の一部を次のとおり改正する。

平成29年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

附属機関の名称	改正事項	改正前	改正後
鳥取県立中部療育園整備検討会	設置期間	平成29年3月28日から同年8月31日まで	平成29年3月28日から平成30年3月23日まで

鳥取県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年8月22日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国安桂木線	鳥取市国安字高土手210-8地先から同字210-6地先まで	変更前	8.2~33.3	72.8
		変更後	16.1~33.3	72.8

鳥取県告示第547号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
三上有史	クリニック三上歯科	米子市昭和町76	平成29年7月25日	平成29年5月4日	居宅療養管理指導
隅田征二	隅田歯科医院	米子市錦町二丁目2-2	平成29年8月2日	平成27年3月31日	〃

鳥取県告示第548号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
三上有史	クリニック三上歯科	米子市昭和町76	平成29年7月25日	平成29年5月4日	介護予防居宅療養管理指導

合同会社健康塾	デイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成29年7月26日	平成29年7月31日	介護予防通所介護
隅田征二	隅田歯科医院	米子市錦町二丁目2-2	平成29年8月2日	平成27年3月31日	介護予防居宅療養管理指導

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成29年8月22日から平成29年10月23日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成29年10月23日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模店舗の名称
（仮称）ドラッグコスモス吉成店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
鳥取市吉成725-1 外
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
2,725平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
平成29年11月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 業務の名称及び数量
環境放射線モニタリングシステム更新・保守業務 一式
 - (2) 業務の仕様
入札説明書による。
 - (3) 業務の期間

契約締結日から平成40年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年8月29日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年8月22日（火）から同年10月3日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 当該業務は、環境放射線モニタリングシステムの更新・保守である。環境放射線モニタリングシステムで収集するデータは、 α 線、 β 線、 γ 線及び中性子線の放射線量率並びに様々な放射性核種の空气中濃度である。その種類が多い上に、エネルギースペクトルの解析も必要であるため、放射線を理解した上でそれらのデータ演算を行うことが必要である。また、複数の他システム（国、他県及び中国電力の放射線関係のシステム）と連携してデータの受信及び配信を行うため、他システムに関する理解も必須である。そのような知識を有する者として、国、自治体又は国内の電力事業者における本業務と同規模の環境放射線監視に係るシステムの設計及び開発、改修又は更新に関する経験を有する者が、本業務に携わる体制を取れる者であり、平成23年4月1日から本件公告の前日までの間にその履行を完了した実績を有するものであること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

4 入札手続等

(1) 事前提出物、入札書及び見積書の提出先並びに問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7854

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成29年8月22日（火）から同年9月12日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>）から入手すること。ただし、これによ

り難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成29年8月22日（火）から同年9月12日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年10月3日（火）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月2日（月）午後5時までとする。

イ 場所

（1）に同じ

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第4回」、「第5回」又は「第6回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

（2）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成29年9月12日（火）正午までに郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出しなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（4）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするところがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Service to be procured : Updating and maintenance of environment radiation monitoring system

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : noon, 12, September, 2017

(3) Time limit for the submission of tenders : 1:00PM, 3, October, 2017

Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 2, October, 2017

(4) Contact point for the notice : Nuclear Power Safety Division, Tottori Prefectural Government
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan. TEL : 0857-26-7854

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県土木積算システム賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成29年7月19日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 1月当たり2,357,208円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達をした物品等に関連して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその使用の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部技術企画課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪トラック 2台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成29年6月30日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社中四国支社 |

	岡山県岡山市北区平野630-1
5 落札金額	52,056,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成29年5月19日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課 鳥取市東町一丁目220